

議案第105号

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

組織体制の見直しに伴い、部の名称及び分掌事務の一部を改正するため。

## 石岡市部等設置条例の一部を改正する条例

石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部」を「市長直轄組織，部」に改める。

第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「市長直轄組織及び部」に改め，同条中第7号を第8号とし，第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ，同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長直轄組織

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「市長直轄組織及び部」に改め，同条中第7号を第8号とし，第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ，同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長直轄組織

- ア 駅周辺の活性化に関すること。
- イ 複合文化施設に関すること。
- ウ その他市長が特に必要と認める事務に関すること。

### 附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。